株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「中堅事業者、中小企業者その他の」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者（再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認めるものを除く。）

第二十五条第十項中「機構の成立の日から二年以内」を「平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項ただし書中「当該成立の日から二年六月以内に」を「同年九月三十日までの間、」に改める。

第三十三条第三項中「三年」を「三年以内」に、「機構の成立の日から五年」を「平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「以内」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第五十八条第一項ただし書中「第二十五条第七項」を「第二十五条第一項第一号、第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の株式会社企業再生支援機構法（以下「新法」という。）第二十五条第一項の規定は、前項ただし書の政令で定める日以後に新法第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをする事業者について適用し、同日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の規定による再生支援の申込みをした事業者については、なお従前の例による。

3　旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第十項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第三項の規定を適用する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

財務大臣　安住　淳

厚生労働大臣　小宮山洋子

経済産業大臣　枝野　幸男

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十一号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

厚生労働大臣　小宮山洋子

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　枝野　幸男

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十二号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年十月一日」を「平成二十九年十月一日」に改める。

第三十八条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成二十四年十月一日」を「平成二十九年十月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

保険業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第二十三号

保険業法等の一部を改正する法律

（保険業法の一部改正）

第一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「包括移転」を「移転」に、「包括移転（」を「移転（」に、「おける契約条件の変更等」に、「包括移転等」を「移転等」に改める。

第二条第十九項中「委託を受けた者」の下に「若しくはその者の再委託を受けた者」を加え、「その者」を「これらの者」に改め、同条第二十一項中「委託を」の下に「受け、又は当該委託を受けた者の再委託を」を加え、同条第二十二項中「委託を受けた者」の下に「若しくはその者の再委託を受けた者」を加え、「その者」を「これらの者」に改める。

第九十八条第二項本文中「ときは」の下に「、第二百七十五条第三項の規定により同項に規定する保険募集再委託者が保険募集の委託に係る契約の締結について認可を受ける場合を除き」を加える。

第百条の二中「場合」の下に「（当該業務が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。）」を加える。

第百六条第一項第十二号中「第七項」を「第十項」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　第八号に掲げる会社を子会社とする外国の会社であって、保険持株会社と同種のもの又は保険持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、次号に掲げる会社に該当するものを除く。）